

一九二〇年三月廿四日(奉山日百)

一 開議及散会時刻 (自午時三十分迄至午後八時五分)

二 出席議員日次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春弘	九	米須清施	六	稻嶺盛三
二	岸本利彦	一〇	仲本公重	九	岩里敏行
三	佐野真博	一一	中里幸助	一〇	柳原公貴
四	中山勝豊	一二	杉本利彦		
五	安里良朝	一三	天久盛雄		
六	峰向健二郎	一四	当山伸太郎		
七	知花公大	一五	安次富盛信		

三 欠席議員日次の通りである

三番 伊佐真一 七番 花城清吾 十番 山本朝徳

四 本村自治法第百一十條の規定により会議事件説明のため出席した者

日次の通りである

村長 仲村春勝 助役 眞屋眞徳 改役 仲村春松

財政課長 山金喜 経理課長 澤山安一 建設課長 桑江良徳

五 本議会の書記日次の通りである

書記 長 松川公義 書記 照屋 敬

六 会議事件日次の通りである

陳情第一号

補助金交付方陳情に因りて

陳情第四号

土木工事補助陳情に因りて

議案第一号 一九二九年度官野澤村農ノ歳山追加更公平算上ノ付テ

陳情第五号 眞米原産ノ村有地ニ対スル陳情ニ付テ

議案第九号 官野澤村育英会定款承認ニ付テ

一收買問

此議事日程日次ノ通りである

日程第一 陳情第三号

二 陳情第四号

三 議案第一号

四 陳情第五号

五 議案第九号

六 一收買問

大會議の顛末 (午後三時三十分)

議長 長出席三名で定足数に達しており、唯今より議会を開き、

日程第一、先に財政委員会に付託したる陳情第五号補助金交付

が陳情に付てて行議致します。

本陳情に付ては先に委員会に付託の上審査を依頼致し、あ

りまして去る三月三日に委員会より別紙の通り報告書が参りて

おりますので

書記と朗読せしめます

委員長の報告を承ります

發副委員長 委員長の報告を承りますので、次に報告致します

本陳情に付ては、先き委員会に付託され、三月十九日委員会に南権と

審査致しました所別紙委員会の報告書の通りであります。

詳しくはつては皆様の質疑に添じたかと思っております。

議長 五ノ五番議員の出席を報告致します。

七番 竹見疑に入りませう。
委員長 遺族の方々が集って福祉的なるを加えて当初予算にまじり合せて

一五番 委員長に伺う遺族の方々は殆んど年金を受けておるが、受けてい

三番 委員長に伺う繰越に付て、吾井町が補助金は同額にかつ

委員長 検訂と云ふ予算規模が少くて地団体等に比較すると少くない

一五番 買掛金が中史の事業費と并ぶと云ふが、

委員長 中史におその問題は難しいもので政府の一方で作るおまが、青

議長 七番議員の出席を報告致します。

一六番 七穀の慰霊祭の村主催の献花代としてあるが、村からかうか、會から

委員長 村から出とあるかは、検訂しなかつた。

議長 暫休致します。(午後三時四二分)

再開致します。(午後三時四四分)

<p>≡ 番 質疑打切りについて思う 議 長 質疑打切りの審があります 要議ふしと呼ぶかあり</p>	<p>では質疑を打切り討論に移ります</p>	<p>大 番 委員余某に賛成であります 今大戦で天子と失った者の組織 であり 当然 我々の義務ではふかと思っております</p>	<p>議 長 唯今委員余某に賛成意見があります 御異議ありませんか 異議ふしと呼ぶかあり</p>	<p>では御異議がないようであり移ります 陳情第ニ号 補助金 交付が陳情について 委員余某選り採択することに決定致します</p>	<p>日程第ニ号 先 経済委員会に付託になりました 陳情第四号 土木補 助陳情について 付議致します</p>	<p>本陳情について 先に 経済委員会に付託の上 審査をお願いしてあり まだが去る三月二日に 委員会より別紙の通り 報告書が奉えお り移ります</p>	<p>書記をして朗読せぬます</p>	<p>委員長の報告を承ります</p>	<p>経済委員長 本陳情については 当委員会に付託され 二月二七日に 委員会を副催して 審査致しました 別紙委員会の報告書の通りであります</p>	<p>尚詳しければ 質疑に答えたいと思っております</p>	<p>大 番 不採択にふたつは 規定によるだけで、さからやらかつた上 突にあふが 地方法とは どうと云うことか</p>
--	------------------------	---	--	--	--	---	--------------------	--------------------	---	-------------------------------	---

委員長	その方法とは、福祉法、救済会等で、組合でも、救済会等の法あり る(利子、税金)とあつて居る。個人に対する補助規程がなく、規程があ れば出まらうか。
一三 番	区の方を通じてやりわけ出来ふかと思ふが、地域からの場合はどうなるか。
委員長	規程を作りわけ出来ふかと思ふ。
一四 番	個人が二重住宅は出すべきと思ふが(周囲)検討されたか。
委員長	話し合ひたか。
七 番	二重住宅の場合、当然枚清におつと思ふが。
委員長	枚清は、刻当は、算用地料が多すぎる。八重住宅も、又子 供の年金もある。
二 番	他の方法で、舞金とは出せませんか。
委員長	災害者への物資配給があつたが、現在の所、残る居る。
議長	唯今時であり、時間と延長と審議したと思ひますが、あり 要議おしと呼ぶか。
〃	御異議がふようであり、時間延長をと審議することに 致します。
〃	二番議員が出席を報告致します。
一五 番	宇地泊は、出身の天又議員に伺う。区で日として、個人でも、理由は 不明な場合、エマの場合、ミルコフランドの提防が破壊され、その場が大謝 名簿にふつておつた。区で手厚請ふのうた。
〃	地主は、宇地泊で、ミルコフランド口、真志喜下、両方から出さあつた。 役の現場を見せたり、取り上げ、工事の上では、事業の小ささ。

<p>委員 長 おのり人目に進んでこれ程程が来たので、無理ではあるが個人でやってみよう事でもあれば、主税の減税の処置は出来たが、額が小さいので</p>	<p>委員 長 援助方法については、受益者があろうか、部落の方で在話幹提す方法</p>	<p>委員 長 法もあると思つて、</p>	<p>委員 長 区でやらふらふらとをやりつてからやることであるが、受益者の方で</p>	<p>委員 長 区再負担たのりやうな言つた言つたが、あつた、</p>	<p>委員 長 個人補助陳情にかつておつた、おつたと思つた、必言の場合</p>	<p>委員 長 当時調査されておれば、割当ておつたと思つた、又区とておつたりして</p>	<p>委員 長 居たと思つた、村長に話した、個人にせよと、又、</p>	<p>委員 長 次、議会やま方法、又他の方法で出せる方法はないか、</p>	<p>委員 長 台風の場合同個人で、隣組で、又区で出来た、場合は村とま、つ凡に</p>	<p>委員 長 して、おつたり、又、規程があるが、個人で出来た、おつたり、必ず</p>	<p>委員 長 おつたり、受益者が協力して、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 社会保険の面で、見ておつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>	<p>委員 長 おつたり、おつたり、おつたり、おつたり、</p>
---	---	---------------------------	---	--	---	--	---	---	---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

<p>村としては大業者につけては家族関係等も調査して調査所に提出する。調査所では書類上の調査で認定している。</p> <p>認定を受けた者は村の行うところの事業に付くと、初めは直接有る調査とは違う。五〇名の報告があるがその中十名しか仕事に付いていない。</p>
<p>認定は中かあると政府からの補助金を受けられる場合にも関連する。でもR.R.してやむを得ない。又八〇仙の賃金ではどうかと思ふので、予算に訂正がある。一五〇円が不要であれば、これに振り向けることも出来るか。</p>
<p>調査の段階實現に於ては市町村で進められ、政府の調査も資料として労働条件を調べ見たいと思ふ。</p> <p>賃金の件、予算上これに振り向けることには、村の自主的の算でしか出来ないと思ふ。</p>
<p>調査は部分的な調査でしかなく、一五〇円が六月まであること、これは一五〇円の執行状況。</p> <p>調査は部分的な調査でしかなく、総括的かつ印刷をともなう。</p>
<p>各町長をこまやかに出来る。印刷費が六〇円位。</p> <p>事業に対する総額が、政府がやるか、</p>
<p>建設課長 大業者の技術では土木だけが出来ない。方法とは裏付として村が書類を提出すると、件費、資材費は村が出すこと。</p>
<p>三番 政府と口をくちくちくを認定する。</p>

<p>建設課長 出来る所場の件についてどうと云うかはおい 番火灯事業の個所は個々の本質について他はその個所を検討した ことがあろう。</p>	<p>番 番火灯の方で何々の持種目的の場合には直接の受益者より寄附を つうと云うことで積金を上げることが考えられる。又受益者だけで なく村民有志がつかうとすればまゝと思はれるが、その様 がより可能でいかんか。</p>	<p>議 再南致します(四時四十分)</p>	<p>一七 番 受益者が買押すべしと受益者にその実南にたが、村に協力して どの話もありかそれか迎も考へておられる。</p>	<p>議 長 暫休致致します(午後五時)</p>	<p>再南致します(午後五時三分)</p>	<p>質 質向もあつた。あります。質疑を打ちつてまか 異議ありと呼ぶが有り</p>	<p>番 で日質疑を打ち討論に移ります。 番長を賛成。火灯事業の案が審査の灯照にふたが、来た(二) 当初予算に審査に感さるべきであると思ふ。</p>	<p>御 御の意を以ては軍作業に行つておられた方がおられますが、任事 の内巻からして非常な社会がうまゆかうを、 任事のある者に任事をあたえらるゝ。又積金を高く上げると、米附の</p>
--	--	----------------------------	---	----------------------------------	-----------------------	---	--	---

一三 番	区画整理したりのほどうきことできらるる可なり
委員 長	將來採行場に四〇〇〇位の兵隊が入ると現在の入口に補道路計画がふ
	されせに足運が人が増すことよつて發展がありうが 都市的形
	体におきうで一區画六〇坪と
一三 番	大口坪の區画をすきことよつて住居のつづかれるは補償法が
建設課長	七件です
委員 長	十一件と残り七件は少なく
	四二坪とある
一三 番	及永久の建物があつてどうか
委員 長	三件ある
一三 番	都計法を適用すると 補償の件につてはどうか
建設課長	あつて永久の建物はあつてと補償につては考慮すべき
一三 番	却計法の地域を指定された場合 補償を出さるかどうか
建設課長	さしたと思つて居る
一三 番	現在建築許可を受けて居るものは 補償の件はどうか
建設課長	許可を出したものは
委員 長	当局未 眞実發展にてもかゝる折口があるが 永久の建物はあ
	るべきか 様によつて 従つて區画整理をするのは 運物があるまで
	ある期間つゞきと 改造する場合は その區画によつて 今 明日
	の問題ではないと
一三 番	眞実發展の一日口を要求は 矛盾する
	眞実發展とは 宅地が少なく
	三男三田力が 困ると 大口坪を一日口にした場合 尚宅地に困るか

委員長	陳情による使用権者等々人の陳情の尻尾はどうか おれた方は欲の都合上であつて異論はなしと、シロコ呼の人は シロコ呼の至シロコ呼を持つた農家もあるその方々は農家経営上 必要であるし祖レニ区画獲得すればよいと
委員	当局の方で大口呼の区画をする場合に眞栄倉と懇談した事と があるか居住者以外あり
建設課長	訂正を入る事にはしない
九 番	眞栄倉の趣旨は、学校敷地に取られて宅地に困ると、村は大口 呼 眞栄倉はシロコ呼と矛盾するから本考人の説明はどうか
委員長	現在法で居るからシロコ呼又今度区画したうが四七と余裕があるし、 しかし村としては将来都市に発展した場合の事を考へて
番	三月の契約したうが四七と、残り人々の契約したうは理由は、 村の契約で四七の使用料金はどうか
建設課長	三月後に契約出来たうは、区画後に契約せりか 村内の調査は、又眞栄倉の準備中だが、当局のシロコ呼の 三倍にあつて、所もある、普天向では現在一口仙である所が 未だ上かるといふ話がある
番	契約したうは、区画整理後とは、場合、過去におかすのか のほり適用の方法は、
建設課長	区画を置いて話した、その場合、通過去の、首の額を解決、 カレ、カレにも出来ぬ場合、法に基づいてやるべきと思つて、 シロコ呼の思つた、課長は、能く、
番	課長は、思つた、課長は、能く、

一三 番	陳情は区長とぶつておまが区長とはどうなの
委員 長	区画整理と売却の陳情でありますので人口調へておりません
一四 番	担当としては大口坪として進めておまが大小検討せよ水たかどいかな
委員 長	区が一〇〇坪 当局が大口坪とぶつておま 村の区画をニツ取れば
一五 番	一〇〇坪 ぶつて 又道路の訂画が合ふいと
一六 番	現在大口坪と 眞菜原合域として進めようが担当だと 結い付た
委員 長	場合の問題
委員 長	村の大口坪とニツ合せて一〇〇坪 都市として発展した場合よが
一七 番	ぶつて 農家経営をする場合 外に移すであらうと 現在何せう
一八 番	ぶつておまがぶつておまがニツ区画と番直した
一九 番	現在何一〇〇坪 要求 区画の差があるが 全地域としてどう位坪数
委員 長	我々が審議する場合 村の要求は大口坪を単位としておまが七六件
委員 長	の建物かかると せいは基本訂画であつて 急ぐ全部やりとさ
委員 長	ふつておまがぶつておまがと やるといふと 眞菜原合域とは 四七坪と一七建物
委員 長	に何かけおまがぶつておまがと
委員 長	修ふ要求通りすおまが明白にでも実地出来ようことであらうが
委員 長	村と大口坪 要求は二坪にのせて やるといふことであらう
委員 長	一三 番 眞菜原合域一〇〇坪をぶつておまがぶつておまがと 測量とての案が 又村がたもの
委員 長	に修ふとの場合にかかるとどうか
委員 長	おまがぶつておまがぶつておまが
委員 長	おまがぶつておまがぶつておまが
委員 長	おまがぶつておまがぶつておまが
委員 長	おまがぶつておまがぶつておまが
委員 長	大口坪以上の所もあつて 委員合とはは 大口坪 一〇〇坪とすうと取らうが

委員長	大口坪に限定とあるが、往來地域と見て良か。那人国際通りで
委員	100坪 普天間が大口坪 地主の調整がソク人場合もあるが、人
委員	真栄原の所が大口坪の適当に思ふ
委員	農家とは大口坪位が適当に思ふ。ソク人も農家とは考えられない
委員	四面と比較した場合、土地も区画する場合、真栄原までは平行線で
委員	当局は直角と云うが、此の直角は必ずしも直角のこと
委員	村とは大口坪が小エケルが、二区画取りで出来ると
委員	区画を進めるために良い意見だと思ふ。かりに大口坪と真栄
委員	原が100坪、真栄原も100坪は農家とも出来ないと、一つは建物の裏
委員	当局も真栄原と云うことは言ふと思ふ
委員	委員会は結論が出ておろが、大口坪と100坪とどうにか適
委員	当かどうかが
委員	四面も見れば良く分ると思ふが、坪数と云うよりも、道路に直角
委員	にかまかどうが、坪数大口坪では農家に不適当であると、委員会と
委員	ては道路に直角に行かなくてはならない、調整の問題である
委員	地主の協力があつて進捗が出来るか、若し調整が成り、真栄原の
委員	希望を入れてやれば、責任をもちて行くことも出来ると
委員	村も真栄原も進めることは、直ぐは出来ないと、今日に討議だけしか
委員	らうと、河と言ふことも地元、協力が必要であり、総合的の面
委員	から、
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員
委員	委員

補正説明

果の二区画で出来ると理由は何にもあるが、大口坪と100坪とどうにか

一七番	この案では二件に分けようかと。在帯敷が二九、大家畜が五と。報告書の(三、カハ)は区画整理として、大口坪でも問題はなしと、都市指
一八番	是地域におうた場合、農家畜舎ふいも造れようか。
助 役	都市地域ではせんふいも出来まい。
一九番	農家とは、小工と、都訂法がしられた場合、畜舎鋼骨は出来まい、大口坪で準宅地と、検訂せよとどうか。
二〇番	全真栄原地域を、含めてやまのつそあつく、この訂法は村有地と、この訂法である。
二一 番	両方の案の検訂をやると、大口坪の場合、今の説明で行けばどうであるか、今までの案についてどうかと。
委員 長	現在の状態、都市指定地域、施行の場合、技術的の問題で、現在の農家経営にも、都訂法による商店街、宅地におうた疑向に思ふ。
二二 番	住宅地として、大口坪をいれれば出来まい、それと加味と、都訂法では畜舎は造れまいと、委員会と、考慮に入れたと、この二つに、両方の結論を出したか。
委員 長	結論とは、委員会の案を、検訂と進めて行くべきであると思ふ。
議 長	質疑があるようであり、また、質疑を打切てまいか。
	質疑を呼ぶ者がありません。
	では質疑を打切り討論に移りますか。
二 番	将東村と、都市訂法の適用を、受けつけられ出来まい、又、二九を、備の中、四世帯の契約も、ありか、いつ早く、訂法を進めて、一日早く、平常に、家と、ヤリ、た、無難な、から、両方が、一致するように、進めて

議	長	わういん、委員会案に賛成致します。
議	長	唯今委員会案に賛成の御意見があります。御異議ありませんか。
議	長	御異議なしと呼びかけます。
議	長	御異議がないので、陳情第九号、真栄原在の村有地に対する陳情を委員会案通り不採択することに決定致します。
議	長	日程第九議案第九号、首野湾村育英会定款認可を付議致します。
議	長	暫休致します(午後六時三五分)
議	長	会議再開します(午後六時四五分)
議	長	三番議員退場
議	長	書記として朗読せよめます。
議	長	提案者の説明を願います。
議	長	議案の理由の通りであり、質疑にお答え致します。
議	長	暫休致します(午後六時五五分)
議	長	会議再開します(午後七時)
議	長	役員は名誉職とすうとありますが、育英会の職員と出張し、在場合その費用辨償は支給しますか。
議	長	名誉職員とは無報酬で職に就くこと、費用を受けるとはさまたげるといふこと、
議	長	九番 校長とありますが、高等学級の校長も含まれる。
議	長	含まれる。村の教育内の校長とある。
議	長	不体面向もあるとありますが、質疑を打ち切り討論に入りますかと思います。いかがですか。(異議なしと呼ぶ者あり)

議	長	御異議がございようでありますので質疑を打ち切り討論となります。 暫休致します(午後七時五分)	
"	"	会議を閉じます(午後七時五分)	
"	"	本来に御異議ありません。	
"	"	全員異議なしと呼びが	
"	"	御異議がございので、全会致で議案第九号 首野澤村育英 会定款承認につてを、原案通り承認することに決定致します。	
"	"	日程第九号 一般質問(別紙プリントの通りであります)	
"	二	番	鈴木は五月までに出来るとの話とありましたら、どうか。
村	長	公社の委員で一月は休むかと。	
"	二	番	番指定を受けると場合は、議案に提出の必要があるが、建設課は、項 目では出来るか。
桑	課長	来月の中頃までに出来る。	
一	五	番	都市計画をやるに付、その面の権威者を招く方が良かったら、その面の 検討、予算の裏に書いてはどうか。
村	長	いづれはその時期の来ると思おう。	
一	七	番	首公方が優先する印象を受けると、課税の対応にあたる。
村	長	首公方が来ることによる、その週四に人が集まるので、その中で	
二	二	番	首公方は来ても、夜にかると淋さがる。町を中心にしてもらうたい。又 首公方と口契約したことは、おろが。
村	長	その頃の意向でやることか。	
二	番	モデル農家設置の場合、農政普及員をやるとか、全般的に	

村	長	波を指導してわらうたの基準があるが
村	長	現在ノ大まで(三四名の中本人をりしとりの大(大名)月三回位の 計画である 現在は月二回にやまかいを凡たりに 今後はや ま行きたんと思つてゐる 基準はあひ
一五番	村長	村長の構想をききたい 官公庁の商店街の考であらうか 又村に申込すべきありと云ふ話か
議	長	暫休願致します(午後七時四五分) 会議を閉じます(午後七時五五分)
一六番	中枝敷地	と関連するが 現在の農耕地がやまかいで 換地のと失 はじうか 獨之中枝の失があれば、二や中打出三いて、その中に優 先的に失とて、カウ、た
村	長	都市計画の構想ではそうは出来ぬ、都中の発展性を失う レまうのや
一七番	査	現在の手数料条例に於て、再検討の必要があると思ふか 高はあつた失で、これは五年不政府から求められたもので 現在は支障があると思ふ
一八番	証明	証明書類に出たよつて、証明すると、頼り出を改所の職員が
一九番	代書	代書の場合には代書料とて、一〇円取らう
二〇番	代書	代書料の失に付ては、ヤ、ビス、様肉とて、再検討の必要が あると思ふます
議	長	二やで、全日程全部終了、致しました、四回に渡り慎重 なる御審議を記載し誠にありがとうございました

